

十和田市における町内会への加入促進等に関する協定書

令和5年7月27日

十和田市町内会連合会（以下「甲」という。）、公益社団法人青森県宅地建物取引業協会三十むつ支部（以下「乙」という。）及び十和田市（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力して地域コミュニティの根幹である町内会への加入を促進し、地域活動の維持・発展に寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 甲及び丙は、町内会への加入促進に関するチラシ等を乙に提供する。
- (2) 乙は、十和田市内に店舗を有する会員を協力事業者とし、住宅の販売契約及びアパート・マンション等の賃貸契約（新規及び継続）の仲介等を行う場合において、当該住宅の入居世帯に対し、甲及び丙が作成した町内会への加入促進に関するチラシ等の配布を行う。
- (3) 丙は、甲、乙に対し、本協定に基づく町内会への加入促進に関し、必要な支援を行うものとする。
- (4) 甲、乙及び丙は、情報の共有、問題解決のため、必要に応じて協議の場を設けるものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからも延長しない旨の申し出がないときは、満了の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とするものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

甲 所在地 十和田市西十二番町6番1号
十和田市役所別館4階外郭団体事務室
十和田市町内会連合会

会長

升澤博也

乙 所在地 十和田市稻生町4番23号 第一田中ビル2階
公益社団法人青森県宅地建物取引業協会三十むつ支部

支部長

中野波健一

丙 所在地 十和田市西十二番町6番1号
十和田市

十和田市長

小山田人